

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝日村長

市町村名 (市町村コード)	朝日村 (20451)	
地域名 (地域内農業集落名)	御道開渡地区 (御道開渡)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月8日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・耕作者全員が60才以上で、後継者がいない状態である。
- ・斜面であり、ほ場までの取付道路も急坂であるため、地元の人以外は耕作しづらい。
- ・ほ場整備が完了し耕作しやすくなったが、水の問題(排水、伏流水)があり、土質もまだ悪いため、試行錯誤が続いている(玉レタスが結球しないため、現状はサニー、リーフしかできない)。
- ・猿の被害が大きい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・10年後は現耕作者のうち約8割が80才以上になるため、新たな借受者に引き継いでいく必要があるが、地域に担い手がないため、地域外からの担い手も検討する。
- ・現状の葉洋菜、そばを中心としつつ、鳥獣害に遭いづらい作物を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3.52 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.52 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来的に農地を有効活用していくために、集積・集約化した方がよいか否か検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者と現耕作者の貸付意向時期に配慮し、担い手が現れた場合は段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備は完了したが、さらに耕作しやすいよう必要に応じ改良していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、農地を貸付ける。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者が管理していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣防護柵を適正に管理しながら、鳥獣害に強い作物も検討していく。